

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主、顧客、従業員をはじめとする利害関係者に対して、経営責任と説明責任の明確化を図り、もって、企業価値の最大化によるメリットを提供するため、経営と業務執行における透明性の確保並びにコンプライアンスの徹底を進め、同時に、効率的な経営の推進を行うこととしております。こうした取組みを進めていく中で、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

a.補充原則1－2－4 議決権の電子行使と招集通知の英訳

当社は、当社の株主構成、必要となる費用等を勘案した結果、現時点においては、議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)や招集通知の英訳は実施しておりません。今後の機関投資家や海外投資家の持株比率の推移等を踏まえて、上記各取組みの実施を引き続き検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】[\[更新\]](#)

a.原則1－4

1.政策保有に関する方針

現時点では当社グループが保有する政策保有目的の上場株式はございません。

もっとも、電力業界は、平成28年4月の電力小売全面自由化に向けて、大きく制度設計が変更されました。当社が取り組んでいるバイオマス発電事業においても革新が求められる産業であるため、事業機会の創出や取引・協業関係の構築・維持・強化のための手段の一つとして、今後、他社の上場株式を取得・保有する場合があり得ます。

2.議決権行使に関する基準

今後、政策保有株式を保有した場合、投資先企業におきましては、短期的な株主利益のみを追求するのではなく、中・長期的な株主利益の向上を重視した経営がなされるべきと考えております。当社の利益に資することを前提として、投資先企業の持続的成長と中長期的な企業価値向上に資するよう議決権を使いたします。

b.原則1－7

関連当事者間の取引に関する手続

当社では、「取締役会規則」において、当社が役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合は、取締役会決議の承認を必要とする旨を定めており、個別の取引条件については、アームズ・レンジス・ルールの遵守の周知徹底を図るとともに、他の一般取引と同様に市場価格を十分勘案し、希望価格を提示して交渉のうえ決定しています。また、以下の体制を構築しております。

・「行動憲章」「行動規範」および「コンプライアンス規程」を定め、利益相反行為の禁止、関連当事者間の取引におけるアームズ・レンジス・ルールの遵守を周知徹底しております。コンプライアンスの遵守状況については、定期的および必要に応じて都度、監査役会が監視を行っております。

・当社の取締役による競業取引および利益相反取引については、取締役会決議により定められた「取締役会規則」において取締役会の承認事項として明示し、取締役会においては実際の個別取引にかかる承認または報告の受領を通じて監視を行い、監査役会においては「監査役監査規則」に則り監査を行っております。

・取締役による競業取引および利益相反取引にかかる取締役会決議を行うにあたっては、事前に、管理部によるリーガルチェックを実施することとしております。また、当社と当社グループ会社との間の取引に関する事項に関しても、必要に応じ、当該部署によるリーガルチェックを実施することとしております。

c.原則3－1(i)

1.経営理念

当社は、「社員は絶え間ない挑戦と自らの強みを活かし、企業の発展を促し、社会の生活向上に貢献します」を経営理念として掲げており、老舗P
PSとしてチャレンジし続けるとともに、ステークホルダーの皆様とWin-Winの関係を構築することにより社会的責任を果たしていくことを目途としております。

2.経営戦略・経営計画

当社は、原油価格の下落が想定を超えた卸売販売から小売販売へのシフトを加速させるとともに、2016年4月1日より電力小売全面自由化開始による低圧部門の販売計画が具体化したため、「Challenge500」を改め、2017年3月期を初年度とする中期経営計画「Dash 1000」(2017年3月期～2019年3月期)を策定いたしました。

日本における2030年のエネルギー믹스(電源構成)は、具体的な数値として、再生可能エネルギー22～24%(バイオマス発電3.7～4.6%)と定められる中、2020年の電力全面自由化の区切りである発送電分離が行われるまでに、当社は、再生可能エネルギーと小売事業の拡大を基本に、確固たる事業基盤を構築すべく東京証券取引所1部上場後の成長の第一段階として、この3年間をこれまでの準備と計画を踏まえ、堅実かつ飛躍的な成長・拡大を図ります。また、4年～5年後の長期目標を売上高1,000億円以上にすることを視野に入れています。

その第1ステップとして「Dash 1000」の実行期間である2017年3月期～2019年3月期において、(1) 競争力ある電源確保と収益重視の小売事業(2) 発電事業と卸売事業、小売事業の最適化(3) 燃料事業から需要家サービスへの垂直的展開(4) アライアンス戦略としての水平展開(With eREX)(5) 組織体制の確立を重点施策とした事業の推進を図っております。

「Dash 1000」の詳細につきましては、以下URLをご参照ください。

<http://www.erek.co.jp/ir/>

d.原則3－1(ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、当報告書Iの1「基本的な考え方」をご参照ください。コーポレート・ガバナンスに関する基本

方針については、「コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」において定めており、以下URLをご参照ください。
<https://www.erek.co.jp/ir/>

e.原則3-1(iii) 取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続

取締役の報酬については、株主総会において決議された限度額の範囲内において、取締役会が業績・経営環境等を総合的に勘案の上、決定しています。

f.原則3-1(iv) 取締役・監査役候補の指名に関する方針と手続

(1)取締役候補の指名に係る方針・手続

取締役候補については、法定の要件を備え、優れた人格、見識及び能力並びに豊富な経験とともに、高い倫理観を有しており、その職責を全うすることのできる者を指名することとし、その際、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスと多様性が確保されることにも配慮いたします。代表取締役社長は、上記の方針やその他の事情を総合的に勘案して取締役候補者を提案し、取締役会において、独立社外取締役の意見を適切に得た上で、当該取締役候補者の選任議案を株主総会へ上程するか否かを決定いたします。

(2) 監査役候補の指名に係る方針・手続

監査役候補については、法定の要件を備え、優れた人格、見識及び能力並びに豊富な経験とともに、高い倫理観を有しており、その職責を全うすることのできる者を指名することとし、その際、監査役会全体としての知識・経験・能力のバランスと多様性が確保されることにも配慮いたします。また、公正不偏かつ独立した立場で取締役の職務の執行を監査し、良質な企業統治体制の実現に向けて、その職責を果たせる者を監査役候補に指名します。

代表取締役社長は、上記の方針やその他の事情を総合的に勘案して、監査役会の同意を得た上で取締役会に監査役候補者を提案し、監査役会の同意の得た上で、当該監査役候補者の選任議案を株主総会へ上程することとしております。

g.原則3-1(v) 取締役・監査役候補の個々の指名にあたっての説明

取締役・監査役候補の個々の指名にあたっての説明については、当社のホームページに掲載しております株主総会招集ご通知をご覧ください。

h.補充原則4-1-1 取締役会から、業務執行を担当する役員に対する判断・決定の委任範囲

取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）を確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行うべき意思決定機関と考えております。

このような考えに基づき、法令上、取締役会における決議事項とすることが必要な事項以外の事項については、「職務権限規程」により、設備投資や契約などの業務項目ごとに、主に一定金額未満の規模の案件について、会長・社長・専務取締役に決定を委ねています。

i.原則4-8 独立社外取締役の員数

当社は、3名の独立社外取締役を選任しております。

j.原則4-9 独立性判断基準

当社が公表しているコーポレート・ガバナンス・ガイドラインにおいて定めておりますので、以下URLを参照ください。

<https://www.erek.co.jp/ir/>

k.補充原則4-11-1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方

当社では、現在6名の取締役を選任しており、迅速な意思決定を継続して推進していく規模として適切と考えております。

またその内訳も、各事業の経営や喫緊の課題に精通した方々であり、社外取締役も含め、知識・経験・能力や多角的な視点など、非常にバランスのとれた構成であると考えております。取締役の選任にあたっては、今後も引き続き従来の規模・考え方を踏襲していく予定です。

l.補充原則4-11-2 取締役・監査役の他の上場会社の役員兼任状況

取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況については、当社ウェブサイトに掲載の「第17期定時株主総会招集ご通知」13頁の「会社役員の状況」の項目に記載しておりますので、以下URLをご参照ください。

<http://www.erek.co.jp/ir/>

m.補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性について分析・評価した結果の概要

- 原則1回/月開催し、重要案件をタイムリーに審議・決議している。
- 資料をあらかじめ配布あるいは説明のうえ、取締役会では十分な審議時間を確保して活発な議論を行い、経営課題について十分な検討を行っている。
- 管理・営業・電源開発等の様々な経験を持つ取締役及び企業経営に関する豊富な経験・知識を持つ社外取締役により経営課題を多角的な視点から検討している。
- 決議した案件の経過・結果の報告を行い、取締役の職務執行状況を監督している。

n.補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針

当社では、必要な知識習得と役割と責任の理解の機会として、取締役は社外研修の受講を行っています。また、監査役は監査役協会主催のセミナー等に積極的に参加し、コンプライアンス遵守を重視したトレーニングを実施しております。

o.原則5-1 株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針

当社は、以下の各方針に基づき、代表取締役会長、代表取締役社長、専務取締役が積極的に投資家・株主との対話に臨み、経営戦略・事業戦略・技術戦略・財務情報について、公平性・正確性・継続性を重視し、双方向の良好なコミュニケーションを図るIR（インベスター・リレーションズ）活動を展開しております。

- 管理部担当役員を株主の皆様との対話全般を統括する経営陣として指定しています。
- 当社は、管理部において、情報の収集および管理、開示を統括する責任者およびそれらを実施する担当者を設置し、関連部署と連携しながら、適時かつ公正・適正に情報開示を行っています。
- 当社は、第2四半期決算および本決算の公表時には決算説明会を開催するとともに、個人投資家説明会の実施、「株主通信」の発行などにより、投資機会の促進と情報開示の充実に努めています。
- 経営に株主意見を反映するため、客観的に重要なフィードバック事項が発生した場合は、取締役会へ報告し、株主の皆様からの要望や意見、問題意識を共有しています。
- 当社では決算情報の漏えいを防ぎ、情報開示の公平性を確保するために、沈黙期間を設定し、この期間中の決算にかかるお問い合わせへの回答やコメントを控えさせていただいている。また、インサイダー情報管理規程を制定し、情報の統括管理を実施し、インサイダー情報の管理に努めています。

〈ご参考〉

当社ウェブサイトの「IR情報」では、次の資料のほか、各種IR情報を掲載していますので、以下URLをご参照ください。

<http://www.erex.co.jp/ir/>

・決算説明会資料

・決算短信

・有価証券報告書・四半期報告書

・株主通信

〈IR活動実績〉(2015年4月～2016年3月)

・個人投資家説明会1回

・決算説明会2回

・機関投資家との対話115回

・株主総会1回

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
KISCO株式会社	1,552,992	9.54
阪和興業株式会社	1,245,000	7.65
上田八木短資株式会社	1,145,000	7.03
Nittan Capital Company Limited	1,086,500	6.68
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	850,500	5.23
太平洋セメント株式会社	730,000	4.49
CBC株式会社	613,026	3.77
日本証券金融株式会社	413,500	2.54
株式会社SBI証券	399,200	2.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	386,700	2.38

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明[更新](#)

上記【大株主の状況】は、平成28年3月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	電気・ガス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
上田 元彦	他の会社の出身者								△			
田村 信	他の会社の出身者								△			
田村 達也	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上田 元彦	○	上田八木短資株式会社 取締役会長 上田大阪エンタープライズ 取締役会長 上田ハーロー株式会社 取締役	金融機関での経営者としての豊富な経験を有しており、その豊富な経験と幅広い見識から、当社経営の適正な運営について助言や指導を受けるため選任しております。 また、上田元彦氏は、当社の過去の主要株主である上田八木短資株式会社の取締役会長であります。現在は、上田八木短資株式会社が当社の主要株主でないこと、上田八木短資株式会社と当社の間には重要な取引関係がないこと、その他同氏と当社の間に特別の利害関係が存在しないことから、独立役員に指定いたしました。
田村 信	○	株式会社四条 代表取締役	金融機関での豊富な経験を当社経営に生かし、取締役会の一層の活性化を図るため選任しております。

			また、田村信氏は、当社の過去の主要株主である四条2号投資事業有限責任組合並びにIE&Shijo投資事業有限責任組合及び四条1号投資事業有限責任組合の無限責任組合員である株式会社四条の代表取締役ですが、四条2号投資事業有限責任組合およびIE&Shijo投資事業有限責任組合は平成27年6月29日時点において解散しており、当社の主要株主でないこと、当社と四条1号投資事業有限責任組合、IE&Shijo投資事業有限責任組合及び株式会社四条の間には、重要な取引関係がないこと、その他同氏と当社の間に特別の利害関係が存在しないことから、独立役員に指定いたしました。
田村 達也	○	—	日本銀行において重要なポストを歴任し財政及び金融全般における豊富な見識を有していることに加え、様々な会社において社外取締役の地位にあったことからコーポレートガバナンスの推進・強化を期待できると判断し、選任しております。また、田村達也氏と当社の間に特別の利害関係は存在いたしません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査を担当する内部監査室は、内部監査を実施する過程で検出された事項について、必要に応じて監査役と意見交換を行い、適宜対応しております。

また、内部監査室及び監査役は、監査法人と定期的に意見交換を行い、また、会計監査の過程で検出された事項について、報告を求め、対処するなど、監査の実効性確保に努めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
菅野 明	他の会社の出身者													
長内 透	他の会社の出身者											△		
山田 真	他の会社の出身者											△		

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
菅野 明	○	——	経営に関する豊富な知識と経験を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行していくだけるものと判断し、選任しております。また、菅野明氏と当社の間に特別の利害関係が存在しないことから、独立役員に指定いたしました。
長内 透	○	日短キャピタルグループ株式会社 取締役 業務管理部長 日短エフエックス株式会社 監査役 日短マネーマーケッツ株式会社 監査役	財務・経理に関する豊富な知識と経験を有していることから、取締役の業務執行及び経営判断に関し、監査していただくことが、当社に有益であると判断し、選任しております。また、長内透氏は、当社の過去の主要株主であるNittan Capital Company Limitedの親会社である日短キャピタルグループ株式会社の取締役でありますが、現在は、Nittan Capital Company Limitedが当社の主要株主でないこと、Nittan Capital Company Limitedと当社の間には重要な取引関係がないこと、その他同氏と当社の間に特別の利害関係が存在しないことから、独立役員に指定いたしました。
山田 真	○	上田八木短資株式会社 取締役 上田大阪エンタープライズ株式会社 取締役 上田ハーロー株式会社 監査役	総務・人事に関する豊富な知識と経験を有していることから、取締役の業務執行及び経営判断に関し、監査していただくことが、当社に有益であると判断し、選任しております。また、山田真氏は、当社の過去の主要株主である上田八木短資株式会社の取締役でありますが、現在は、上田八木短資株式会社が当社の主要株主でないこと、上田八木短資株式会社と当社の間には重要な取引関係がないこと、その他同氏と当社の間に特別の利害関係が存在しないことから、独立役員に指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 [更新](#)

6 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 [更新](#)

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

社内取締役、従業員、子会社の取締役及び子会社の従業員に対し、企業価値向上を図り、業績向上に対する意欲・士気を高めることを目的としたインセンティブプランとして、ストックオプション制度を導入しております。

また、社内取締役に関しては、業績連動型報酬制度を導入しております。各取締役の業績連動型の変動報酬は、取締役の役職に応じたポイントをもとに定められた算式により算出いたします。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度導入の目的に照らし、社内取締役、従業員、子会社の取締役及び子会社の従業員を対象に、発行時点の時価を基準として権利行使価額を決定する通常型ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 [更新](#)

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

平成28年3月期において当社の取締役および監査役に支払った報酬の額は、取締役に対し286,375千円(うち社外取締役19,625千円)、監査役に対し19,500千円(うち社外監査役19,500千円)であります。なお、この報酬額には、取締役5名に対し役員賞与引当金繰入額93,000千円、取締役3名に対し役員退職慰労引当金繰入額49,700千円が含まれております。また、監査役の報酬等の総額には、監査役3名に対し役員賞与引当金繰入額4,500千円が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 [更新](#)

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会において決議された限度額の範囲内において、取締役会が業績・経営環境等を総合的に勘案の上、決定しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会における経営判断に対する監督・助言に資するため、あらかじめ管理部より議案・資料等が通知されるなど、管理部スタッフによるサポートが必要に応じ行われております。

社外監査役の監査業務を補佐する専任のスタッフを設けておりませんが、適宜管理部の担当者が事務局機能を代行しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社取締役会は、取締役5名により構成され、うち2名は独立社外取締役であります。環境変化に迅速に対応できる意思決定機関とすることで業務執行体制を整備するとともに、独立社外取締役2名を設置することにより、一般株主を含む株主・取引先・債権者などの当社を取り巻く様々なステークホルダーの利益に配慮した公平で公正な意思決定がなされる体制を構築しております。

当社監査役は常勤監査役1名、非常勤監査役2名から構成されており、監査役全員が独立社外監査役であります。

監査役は取締役会へ出席し、会計監査及び業務監査を中心として、経営全般に関する監査を行う体制を構築しており、監査役全員を独立社外監査役とすることで、取締役会の意思決定が、一般株主を含む株主・取引先・債権者などの当社を取り巻く様々なステークホルダーの利益に配慮した公平かつ公正であるかをモニタリングする機能を強化しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 [更新](#)

当社は、取締役会及び監査役会制度を採用しております。

取締役会は、適正かつ迅速な意思決定を行うため、毎月1回の定期取締役会の他、必要に応じ臨時取締役会を招集し、機動的な運営を行っております。

取締役会には、独立社外取締役、独立社外監査役も出席し、経営に関する重要事項の決定の他、業務執行状況について、適宜意見を述べ、法令・定款に違反していないかどうかのチェックを独立した立場で実施しております。

当社は、独立社外取締役3名、独立社外監査役3名による経営の監視及び監督が経営効率の向上とコーポレート・ガバナンスの充実を両立させる機関として、最適であると判断し、現状の体制を敷いております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	法定期日の前日に発送する方針です。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主様に出席いただけるように集中日を避けるよう、留意して設定しております。

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明		代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年度ごとに2回の実施を予定しており、本年は第一回目を平成28年9月に予定しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年度ごとに2回の実施を予定しており、本年は第一回目を平成28年5月30日に実施し、第2回目を平成28年11月に予定しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内にIR資料の掲載ページを開設しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部をIR担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	一般株主を含む株主・投資家の皆様をはじめとするステークホルダーに対しまして、「会社法」、「金融商品取引法」、「東京証券取引所規則」その他関連法規等を遵守し、適時・適宜に企業情報を公平に開示することを基本方針としています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要な課題の一つと位置づけ、迅速な意思決定による経営の効率化及び経営の透明性、責任の明確化を図ることを基本的な考え方としております。併せて、当社及びその子会社から成る企業集団の内部統制システムや法令遵守体制の整備、企業情報の適切な開示等も重要課題として認識します。

(2) 内部統制システムの整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(i) 当社の取締役及び使用人は、「行動憲章」及び「行動規範」をすべての行動の原点とし、「社員は、絶え間ない挑戦と自らの強みを活かし、企業の発展を促し、社会の生活向上に貢献します。」という経営理念のもと、高い倫理観をもって、すべての法令を遵守するとともに、自らを律し社会的良識をもって社会貢献し、コンプライアンス体制の充実に努めるものとします。

(ii) 当社の取締役及び使用人は、取締役会規程その他関連規程に基づき、法令・定款の遵守に努め、その職務を執行するものとし、監査役及び管理部担当役員がその状況を監査します。

イ. 「監査役会規則」を定め、取締役の職務の執行に関する体制として、監査役は、取締役の業務執行状況を監査し、不正の発見・防止及びその是正を行います。

ロ. 「内部監査規程」を定め、使用人の職務の執行に関する体制として、内部監査室は、法令、定款、その他社内規程に基づく業務の遂行状況を監査し、不正の発見・防止及びその是正を行います。

(iii) 当社は、「内部通報規程」を定め、社内における不正行為等を早期に発見して、是正を図り、コンプライアンス経営の強化に努めます。

(iv) 当社は、外部法律事務所と契約することにより、隨時法律相談可能な体制を整え、コンプライアンスの確保を図ります。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、当社の取締役の職務の執行に係る文書その他重要な情報について、「インサイダー情報管理規程」、「情報セキュリティポリシー」、「文書管理規程」、「個人情報保護規程」、「秘密情報保護規程」を定め、法令並びに社内規程に基づき適切に保存、管理を行う体制を整備します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(i) 当社の取締役は、常日頃からリスク発生の防止、法令・企業倫理遵守の観点に立ち、意識面の強化、手続の励行に努めるものとします。

(ii) 当社は(i)を確保するため、関連する規程、マニュアルを整備し、諸会議の場で活用します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、毎月1回定例の取締役会を開催し、法令及び定款に定められた重要事項の決定及び業務執行状況の報告を行います。また、必要に応じ隨時臨時取締役会を開催します。

5. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(i) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「関係会社管理規程」を定め、関係会社が重要事項を行う場合には当社に報告することを、求めるものとします。

(ii) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社の子会社の取締役は、常日頃からリスク発生の防止、法令・企業倫理遵守の観点に立ち、意識面の強化、手続の励行に努めるものとします。

ロ. イ. を確保するため、関連する規程、マニュアルを整備し、諸会議の場で活用します。

(iii) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の子会社は、その取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制として、3ヶ月に1回以上の定例の取締役会を開催し、法令及び定款に定められた重要事項の決定及び業務執行状況報告を行います。また、必要に応じ隨時臨時取締役会を開催します。

(iv) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の子会社の取締役等及び使用人は、当社が定めた「関係会社管理規程」に従い、重要事項の報告義務を有しており、当社は子会社の業務の適正性を確保するための措置を講じております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する体制

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用者を求めた場合には、その要請に応じて、適切な人材を配置することとしております。

7. 監査役の職務を補助すべき使用者の取締役からの独立性に関する体制及び監査役の当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する体制

当社の代表取締役社長その他の取締役は、監査役による監査の実効性を高め、かつ、監査職務を円滑に執行するための体制を確保するため、監査役の職務を補助すべき使用者の重要性と有用性を十分に理解するものとします。

8. 当社及びその子会社の取締役・使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(i) 当社及びその子会社の取締役は、会社に著しい損害を及ぼす可能性がある事実を発見した場合、又は、職務執行に関する不正の行為もしくは法令もしくは定款に違反する重大な事項を発見した場合には、速やかに監査役に報告します。

(ii) 当社の監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するために重要な会議に出席するとともに、稟議書、通達などの業務執行に係る重要な文書については監査役の判断に基づき、隨時閲覧できるものとし、必要に応じ取締役及び使用人からの説明を求めます。

(iii) 当社及びその子会社の使用人は、会社に著しい損害を及ぼす可能性がある事実を発見した場合、又は、職務執行に関する不正の行為もしくは法令もしくは定款に違反する重大な事項を発見した場合には、速やかに管理部担当役員に報告します。また、報告を受けた管理部担当役員は、(i)に従い、速やかに監査役に報告します。

9. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

前項(i)から(iii)までに規定する報告をした者は、当該報告を理由として、不利な取り扱いを受けないこととします。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する体制

当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務は、監査役からの請求に基づき、当社において速やかに処理することとします。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(i) 監査役は、経営の透明性と監査機能を高めることを目的として、代表取締役社長と定期的に意見交換を行います。

(ii)監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見交換及び情報交換を行うとともに、必要に応じ会計監査人に報告を求めます。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するための体制を次のとおりとします。

(i)財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「内部監査室」を設置し、内部監査室に内部統制システムの構築及び運用を行ったために必要な業務を遂行させます。

(ii)内部統制システムと金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し、必要な是正を行います。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「行動憲章」、「行動規範」に反社会的勢力の排除に向けた姿勢を規定し、以下のとおり行動します。

(1)私たちは、反社会的勢力及び団体とは断固として対決します。

(2)当社の役員・社員は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然として対応し、違法行為や反社会的行為には一切関わらず、名目の如何を問わず反社会的勢力に対し経済的利益を含む一切の利益を供与しません。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

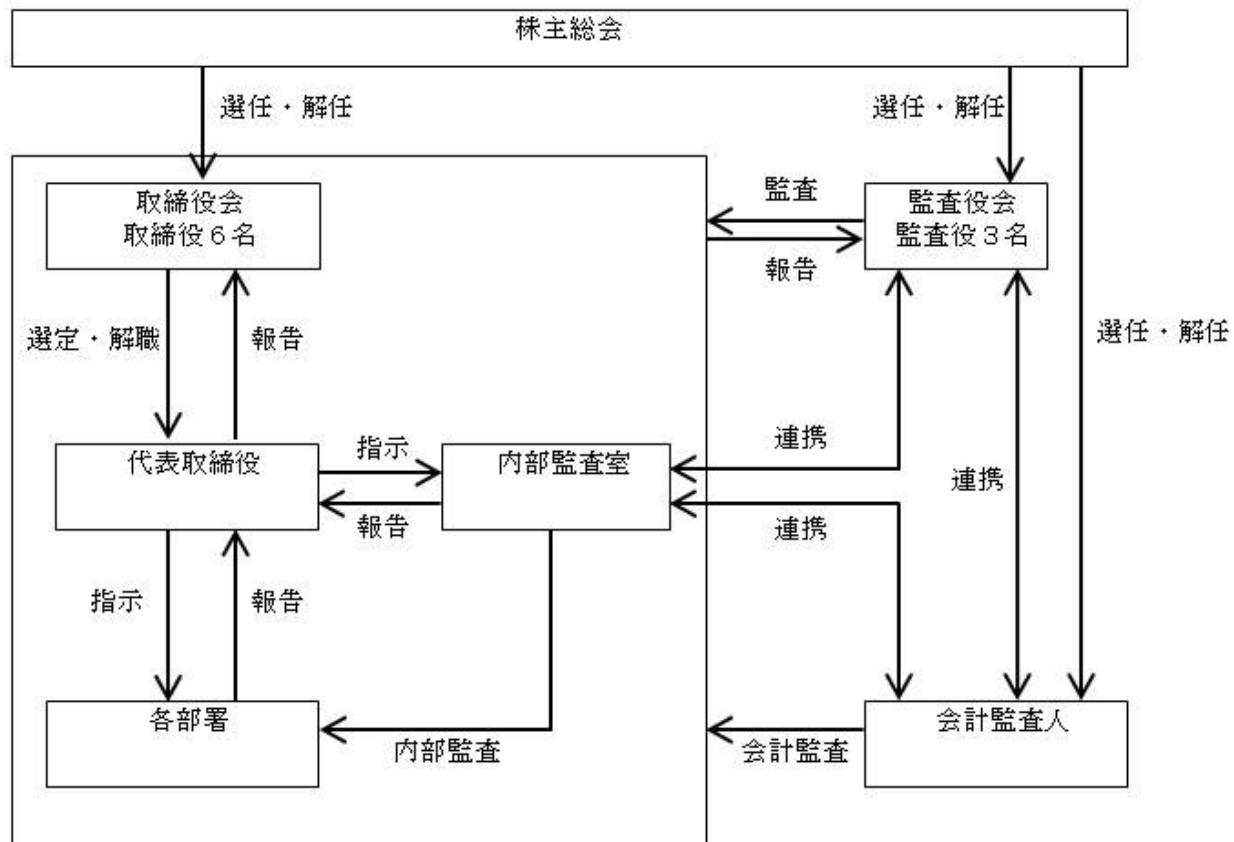
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図（参考資料）】



【模式図（適時開示業務フロー）】

